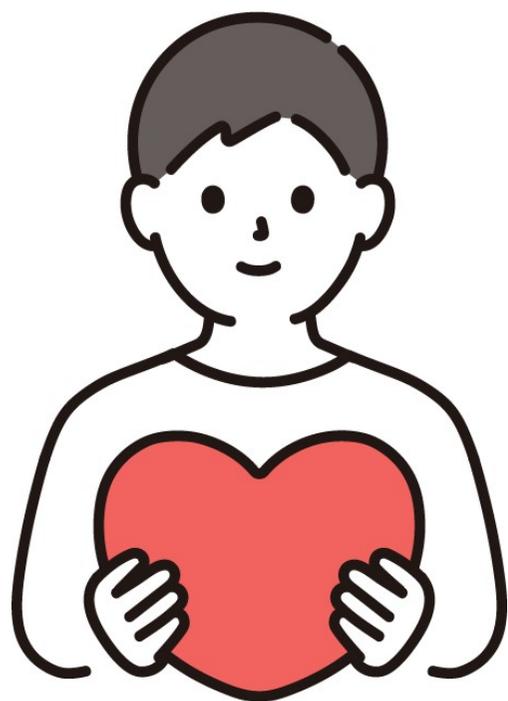


令和7年度

地域の助け合い スタートアツプ

～要支援者の情報提供会～



令和7年6月29日（日） 市役所 大会議室

守谷市役所 社会福祉課 社会福祉グループ

0297-45-1111（内線162・163）

MORIYA 



1 はじめに

本日の要支援者の情報提供会とは

市内の「自治会・町内会(自主防災組織の方も含む)」を対象に、
下記3点を目的として実施するものです。

1. 避難行動要支援者制度の概要説明
2. 要支援者支援の事例紹介
3. 避難行動要支援者名簿の提供

地域の要支援者を把握し、助け合いの第一歩として、
名簿の受領について、前向きにご検討いただく契機としたい

避難行動要支援者制度とは

災害時、一人での避難が困難な方（避難行動要支援者）を地域で支えるための制度です。

平成
23年

東日本大震災

多くの高齢者や障がいをお持ちの方が犠牲に

平成
25年

災害対策基本法改正で市区町村において、
「**避難行動要支援者名簿**」の作成が義務化

「要支援者氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由等」を記載

ポイント まずは、支援を必要とする方を地域で把握

令和
3年

優先度の高い要支援者お一人おひとりの
「**個別避難計画**」の作成が努力義務化

「要支援者の心身の状況、配慮事項、緊急連絡先、避難支援者、避難先、避難経路等」を記載

ポイント 実際にどう避難するのかを具体的に考える

そもそも要支援者とは・・・？

災害時、お一人での避難が困難な方

市が自動登録します

下記の要件に該当する方※

介護

- ・ 要介護3・4・5

障がい

- ・ 身体障害者手帳1級・2級
- ・ 精神障害者手帳1級・2級
- ・ 療育手帳[Ⓐ]（最重度）、A（重度）

認知症

- ・ 要介護1、2で、認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲ、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMに該当

※自動登録された方のうち施設入所中の方や避難支援等が不要な方は登録を抹消することが可能です。

市へ申請が必要です

支援を必要とする理由がある方

対象となる要件（例）

- ・ 65歳以上の単身世帯、または75歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 要介護または要支援の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 療育手帳をお持ちの方
- ・ 難病医療費受給者証をお持ちの方

市内における要支援者の内訳

令和7年6月2日現在

避難行動要支援者	要支援者数
介護保険の要介護3・4・5の方	358
身体障害者手帳1級・2級	413
精神障害者保健福祉手帳1級・2級	197
療育手帳 [Ⓐ] （最重度）・A（重度）	95
介護保険の要介護1・2で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクがⅡ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲ、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はM	369
災害時の支援を必要とする理由を有する方で名簿掲載を希望する方	313
合 計	1,745

避難行動要支援者名簿について

動画概要

RKB毎日放送NEWS 2023年7月7日 放送

福岡県久留米市を事例に紹介

約5分



見ていただきたいポイント

- ・ 現状の災害時の要支援者の対応について
- ・ 避難行動要支援者名簿とは
- ・ 避難行動要支援者名簿の役割





2 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿とは・・・？

名簿＝地域ごとに要支援者の情報をまとめたリスト

名簿に掲載される情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・住所
- ・電話番号
- ・支援を必要とする理由
- ・避難計画の作成状況

名簿の記載例

番号	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	電話番号	避難支援等を必要とする事由	避難計画の作成状況
1	守谷 太郎	S10.1.1	87歳	男	大柏〇-〇	12-3456	身体1級	作成済
2	守谷 花子	S20.1.1	77歳	女	緑〇-〇	78-9999	要介護5	未作成

取扱注意

「避難行動要支援者名簿」保管封筒

(名簿作成基準日：令和 年 月 日)

地区名 _____

受領部 _____ 部 (No. / /)

受領日 _____ 年 月 日

【注意事項】

- ・名簿の利用は、避難行動要支援者に対する必要な支援のために限られます。
- ・名簿は、個人情報に漏えい、紛失等の事故のないよう適切に管理してください。
- ・名簿により知り得た個人情報は、第三者に漏らさないこと（その職を辞した後も同様）。
- ・その職を辞する場合、名簿は、後任の方に引継ぎを行わず市に返却してください。

提供元 守谷市

名簿の整備により、災害時、地域での迅速な要支援者対応を可能に！

名簿を地域に提供するにあたっての同意確認

避難行動要支援者に対して
名簿情報を地域に提供することについて



同意確認



※登録者に避難支援等の必要性に関する調査を行ったことから、昨年度と比較して要支援者数が大幅に減少しています。

同意者 1,048人

名簿情報の外部提供に同意された方

!!!
平常時から 地域関係者に提供

(今回の提供会等で名簿提供)

不同意者・未回答者 697人

名簿情報の外部提供に同意していない方

!!!
災害時のみ 法律に基づき、

本人の同意の有無に関わらず、必要な範囲に提供

名簿の提供先について

外部提供に同意をされた要支援者の名簿

現在の名簿提供先（令和6年度）

社会福祉
協議会

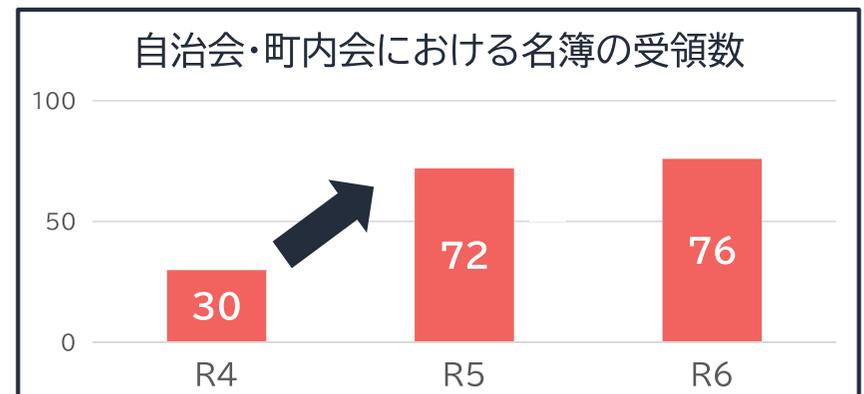
取手
警察署

民生委員

自治会
町内会

自主
防災組織

約半数の自治会・町内会で
名簿を受領していただいております、
支援の輪が広がっています。



名簿の提供時期・方法等について



約5分

提供時期

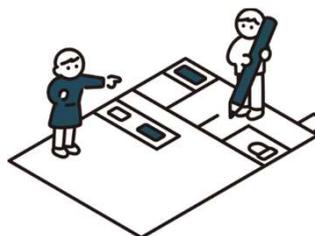
- 6月（本日同様の説明会形式）
- 12月（社会福祉課窓口での提供）

提供方法

名簿を市から自治会等へ提供する際は、自治会等での受領部数や管理責任者・取扱者を事前にお決めいただき、「守谷市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画受領書兼確約書」をご提出いただきます。

管理方法

- 名簿の紛失、漏えい等の事故を防ぐため、保管場所を定めるなど厳重な保管を。
- 複製、複写、パソコン等でのデータ化は禁止。
- 名簿の更新時には、古い名簿は市に返却してください。
- 名簿の取扱者が変わる場合は、新しい取扱者への受渡しは行わず、市に返却を。
- 名簿を取り扱う方には、守秘義務が課せられます。



3 個別避難計画

個別避難計画とは・・・？

避難計画＝どこへ、誰と、どうやって避難するのかをまとめたもの

計画に掲載される情報

- ・ 要支援者の基本情報（氏名、住所、年齢等）
- ・ 要支援者の連絡先
- ・ 要支援者の心身の状況
- ・ 要支援者の事業所（サービス）の利用状況
- ・ 家族等の緊急連絡先
- ・ 近隣の支援者の氏名、連絡先
- ・ 避難先
- ・ 避難時の配慮事項
- ・ 避難時の持ち物
- ・ 避難経路
- ・ 家の間取り図 等

計画の作成方法（例）

市・社会福祉協議会で作成を進めています

市

- ① 対象者への計画作成の同意確認
- ② 心身の状況等に関するヒアリング
- ④ 計画書の作成、関係者への提供



- ③ 近隣住民への避難支援依頼（支援者調整）

社協

個別避難計画の守谷市の様式①

※ 取扱い注意 ※

個別避難計画

最新作成日) 令和 6年 4月 1日

フリガナ	モリヤ タロウ	生年月日	昭和23年1月1日	男	
氏名	守谷 太郎	年齢	75歳		型
住所	守谷市大柏123番地456		携帯TEL	090-1111-0000	
			自宅TEL	0297-11-0000	

同居の状況	ひとり暮らし
要支援者の区分	要介護3
心身の状況	① 右足の膝が悪いため、外出時は杖を使用しての歩行。 ② 耳が遠いため、会話をする場合は声を大きくする必要がある。 ③ 日常生活（食事、トイレ、お風呂等）は一人で可能。
事業所①	もりや支援事業所 / 月・水・金 / 午前9時～10時 / 45-1111
事業所②	-
事業所③	-

緊急連絡先

優先順位 1		優先順位 2		優先順位 3	
フリガナ	モリヤ イチロウ	フリガナ	モリヤ ジロウ	フリガナ	モリヤ コリコ
氏名	守谷 一郎	氏名	守谷 二郎	氏名	守谷 百合子
住所	守谷市みずき野1丁目2345番地	住所	守谷市栗師台1丁目2345番地	住所	守谷市百合ヶ丘1丁目2345番地
電話	090-4444-0000	電話	080-5555-0000	電話	080-6666-0000
続柄等	兄	続柄等	従弟	続柄等	子

避難支援等実施者

フリガナ	イバラキ タロウ	フリガナ	イバラキ キヨシ	フリガナ	イバラキ ハナコ
氏名	茨城 太郎	氏名	茨城 清	氏名	茨城 花子
住所	守谷市大柏123番地567	住所	守谷市大柏123番地678	住所	守谷市大柏123番地789
電話	090-1111-0000	電話	090-2222-0000	電話	090-3333-0000
関係性	近所	関係性	近所	関係性	近所

氏名	守谷 太郎	自主防災組織	守谷自主防災組織
----	-------	--------	----------

避難先 自宅で安否確認後 → ○○小学校へ

1.災害発生時における、お住まいの地域のルール(自主防災組織、自治会・町内会に確認)

- ① 災害発生後、自主防災組織の役員は、集落センターに集合する。
- ② 集合後、割り振られた地区へ巡回し、安否確認を行う。

2.避難時に配慮が必要なこと

- ・ 歩行での長距離移動は困難なため、リヤカー、担架、車椅子等での移動。
- ・ 移動時は毛布等で体を保護する。
- ・ 着脱しやすい運動靴で移動する。
- ・ 杖があると、支えになり歩行がしやすい。

3.避難時の持ち物

- ・ (A)内服薬の持ち出し袋
- ・ (B)お菓手帳
- ・ (C)杖
- ・ (D)シーパップ(緊急性は低いため、落ち着いたタイミングで)

4.避難の流れ

- ① 支援者3組が(要支援者)に電話連絡し、安否確認をする。
 - ② 電話が繋がらない場合は、直接自宅に向かい安否確認をする。
※自宅の鍵については、スペアを兄が所持しているが、もう1つスペアを作成し、支援者3組で保管場所を共有することによって、緊急時に使用できるようにしておく。
 - ③ 安否確認ができた場合は、支援者3組間で情報を電話連絡等で共有する。
 - ④ 自主防災組織による巡回の安否確認まで自宅で待機する。
- ※ 避難が必要な場合
- ⑤ 自主防災倉庫内にあるリヤカー、担架等を使用し、○○小学校に避難する

5.避難後の支援

- ・ 在宅避難の場合は、定期的な支援者の訪問により、状況確認を行う。

その他自由記載欄

- ・ 紙パンツの予備は自主防災倉庫内備品で対応

個別避難計画の守谷市の様式②

避難経路

避難所までの経路図	避難先 〇〇小学校	注意事項 自主防災会庫のリヤカーを使用 して避難を行う。 リヤカー内は毛布等で保護する	避難方法 リヤカー (車椅子・担架)	個別避難計画 別紙
				要支援者 氏名 守谷 太郎

▶ 地図の貼付もしくは、直接経路図を記入してください。
 ▶ 自宅から避難所までの経路を記入してください。
 ▶ 各場所を右記の模様を記入してください。
 ▶ 危険箇所を × で印をつけてください。

要支援者宅 (横線)	
支援者宅 (左下がり斜線)	
避難先 (塗りつぶし)	

家の間取り図

自宅の間取り	住居状況 一戸建て・アパート・マンション	世帯構成 ひとり暮らし	独居時間 ・月水金 12時以降 ・火木土日 終日 (週末は兄弟が来ることあり)	階段よくいる部屋	居間
	住居仕様 オートロック・警備員自居			寝室	続き和室の奥

▶ 自宅の間取り図を簡単に記入してください。
 ▶ 各場所を記号でも印をつけてください。 階段よくいる部屋=◆ 寝室=◎

<自宅1階 ※2階はほぼ利用していない>

守谷市の個別避難計画の進捗

市防災ハザードマップにおいて、浸水想定区域等に該当している地域にお住まいの要支援者から優先的に計画の作成を行いました。

令和
4年度

- 大野地区でモデル事業を実施

令和
5年度

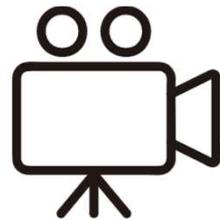
- みずき野地区（ハザード対象の6～8丁目）で避難計画の作成

令和
6年度

- 高野・大井沢・北守谷・守谷地区のうちハザード対象地域にお住まいの要支援者の避難計画の作成
- 避難行動要支援者の支援体制を地域で既に検討している地域で避難計画の作成

令和
7～9年度

- **ハザード対象地域以外**にお住まいの要支援者の避難計画の作成



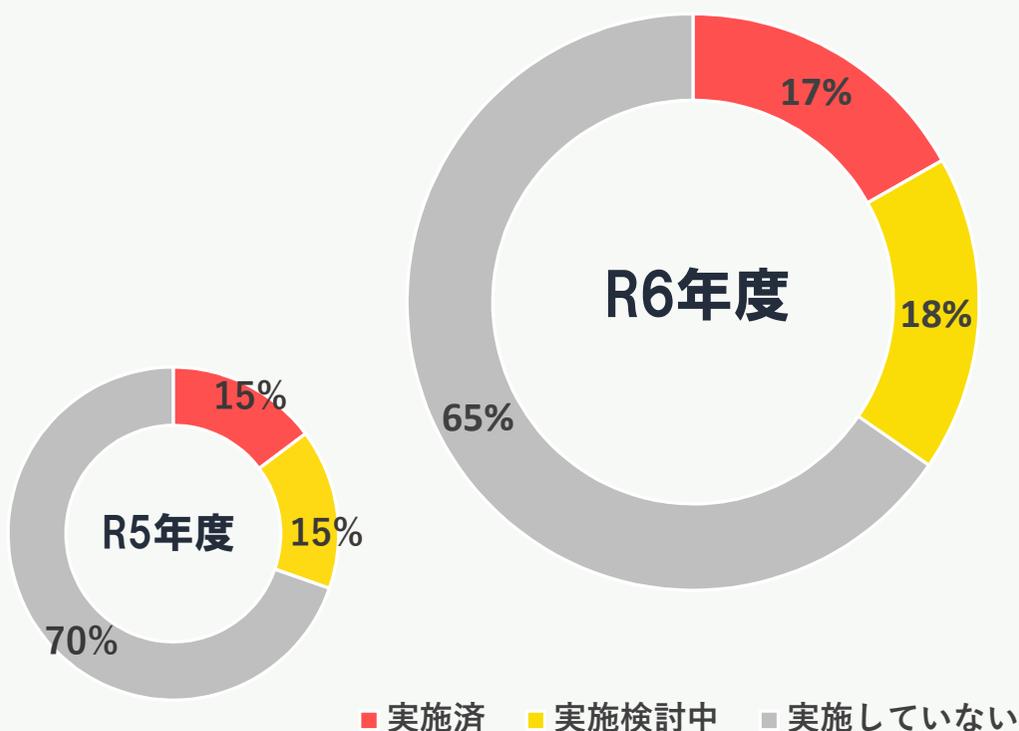
4 要支援者支援の事例紹介

要支援者支援の状況

各地域で要支援者支援に関する検討が少しずつ始まっています。

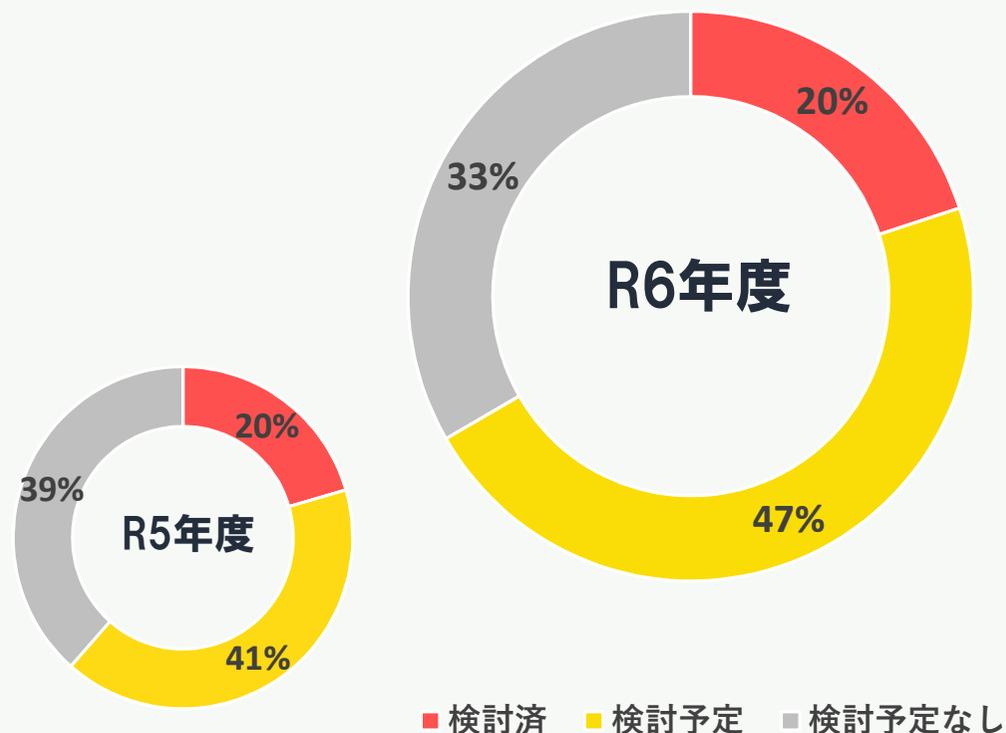
平常時

名簿を活用した見守り活動等の実施状況



災害時

要支援者の支援体制の検討状況



要支援者支援の事例

実際に、市内で名簿を活用してどのような取り組みが行われているのか？

地域で行われている取組みを動画（約16分）で紹介します。

事例

地域で要支援者支援の体制等について検討が進んでいる
松前台地区の取組を紹介します。

- 松前台6丁目
- 松前台2丁目



動画で紹介した取組みは、あくまで名簿の取り扱い事例の一例です。

民生委員、自治会・町内会、自主防災組織等が連携して、各地域の実情にあわせた、名簿の活用についてご検討ください



5 地域の皆様をお願いしたいこと

災害時の被害軽減の決め手はご近所力です！

顔の見える関係性



災害時の円滑な避難支援へ

災害時の被害軽減の決め手はご近所力です！

災害時、誰一人逃げ遅れないために・・・

- ・ 避難しないと頑なだった人が、地域の声かけで避難してくれた
- ・ 地域の〇〇さんと当たると、避難訓練に参加してくれた
- ・ 避難計画の作成をきっかけに、地域との距離が近くなった



**ご近所さんからの声掛けが、
避難に向けた要支援者の前を向く気持ちを引き出します！！**

災害時の被害軽減の決め手はご近所力です！

要支援者名簿の受領について、前向きにご検討いただき、

地域の助け合いの

第1歩（スタートアップ）としていただきたい

